



服部社会保険労務士事務所/労働保険事務組合服部労務管理センター/服部行政書士事務所

## 服部事務所だより

〒683-0003 米子市皆生5-5-5 TEL0859-33-8594 FAX0859-33-8775

e-mail: hattori@sea.chukai.ne.jp http://www.chukai.ne.jp/~hattori/

SRP 認証は、社会保険労務士事務所の「信用・信頼」の証です。

平成27年3月号

# 3月の生活ホットニュース

## 「ホワイト企業」をめざそう 5つのキーワード

### ◆「ブラック企業」を反面教師に

「ブラック企業」とは、「異常な長時間労働やパワーハラスメントなど劣悪な労働条件で従業員を酷使するため、離職率も高く、過労にともなう問題等も起きやすい企業のこと」(ブラック企業対策プロジェクト)です。

日本労働組合総連合会が行った調査によると、4人に1人が「勤務先はブラック企業である」と感じており、特に20代ではこの割合が3人に1人となっています。

### ◆「ブラック認定」されるポイントは?

労働者が「勤務先がブラック企業である」と考えているというのは、働かせ方等を考えるうえで大きなポイントとなります。

この点、同調査によると、勤務先がブラック企業だと思う理由の上位は以下のようになっています。

- 1位「長時間労働が当たり前」
- 2位「仕事に見合わない低賃金」
- 3位「有給休暇が取得できない」
- 4位「サービス残業が当たり前になっている」

よく見ると、これらは「労働時間と賃金」であることがわかります。

### ◆「ホワイト認定」されるポイントは?

「ホワイト企業」「ホワイト認定」という言葉があるわけはありませんが、もしそういう言葉を使うなら、「認定」ポイント上位は次のようになるでしょう。

- 1位「長時間労働がない」「ほとんどの日について残業がない」
- 2位「仕事に見合う賃金」
- 3位「有給休暇が取得できる」
- 4位「残業時間に見合う法律通りの賃金が払われている」

「労働時間と賃金」、そこに知恵を絞りましょう。

### ◆転職先探しでも重視される「ブラック企業」

同調査ではまた、転職意向がある人に転職先を探す場合に重視するポイントを尋ねたところ、3人に1人は「ブラック企業などの悪い噂(がないか)」を重視すると回答しています。

「ブラック企業」から「ホワイト企業」への脱却は、よりよいスタッフパートナー獲得・育成に直結しています。



## 平成27年4月分(5月納付分)から健康保険料率・介護保険料率保険料が改定されます

### ■健康保険料率

介護保険に該当する人 = 1,000分の115.4 (被保険者負担1,000分の57.7)

介護保険に該当しない人 = 1,000分の99.6 (被保険者負担1,000分の49.8)

### ■厚生年金保険料率(4月以降も変更ありません) 被保険者負担 1,000分の87.37

### ●雇用保険料率(4月以降も変更ありません)

一般の事業 = 被保険者負担 1,000分の5 土木・建築他の事業 = 被保険者負担 1,000分の6

※社会保険関係委託事業所の方へは控除額のお知らせを別途お届けします

◎ご不明な点は当事務所までおたずねください

今年も開催いたします ぜひご予約ください!!

## 服部事務所 知っ得情報説明会

とき 6月10日(水) 昼1時30分~

ところ 米子コンベンションセンター

今回もみなさまのお役に立つ情報満載です。

ぜひお越し下さい!



## 平成27年4月1日施行 パートタイム労働法が変わります

パートタイム労働者の方々の公正な待遇を確保し、また、納得して働くことができるよう、パートタイム労働法が変わります。主な改正のポイントは次のとおりです。

### ①パートタイム労働者の公正な待遇の確保

- ・正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大
- ・パートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない。

### ②パートタイム労働者の納得性を高めるための措置

パートタイム労働者を雇い入れたときは、雇用管理の改善措置の内容について、事業主が説明しなければならない。

### ③パートタイム労働法の実効性を高めるための規定の新設

雇用管理の改善措置の規定に違反している事業主が、厚生労働大臣の勧告に従わない場合は、厚生労働大臣は事業主名を公表することができる。

### ●詳しくは当事務所までお問い合わせください。

厚生労働省のサイト <http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/> でも情報をごらんいただけます。

### パートタイム労働者とは……

- ◆パートタイム労働法の対象となるパートタイム労働者(短時間労働者)とは、「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」のことです
- ◆「パートタイマー」「アルバイト」「嘱託」「臨時社員」「準社員」など、呼び方は異なっても、上記の条件に当てはまれば、「パートタイム労働者」として、パートタイム労働法の対象となります
- ◆フルタイムで働く人は、「パート」などのような名称で呼ばれていてもパートタイム労働法の対象とはなりません、事業主はこれらの人についてもパートタイム労働法の趣旨を考慮する必要があります